

指定難病、小児慢性特定疾病、肝炎の 受給者証をお持ちの方へ

受給者証の有効期間が 1年間自動延長されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受給者証の有効期間が延長される措置がとられることとなりました。
- 現在お使いの受給者証（※）を、その有効期限から1年間に限り引き続き使用することができます。
※令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了するものに限る。
- 令和2年度の更新手続きは不要です。
- 更新手続きのための診断書等の取得も原則不要です。
- 詳しくは管轄の保健所にお問い合わせください。

【お問合せ先】

ひたちなか保健所 健康増進課 (029-212-7272)
〒312-0005 ひたちなか市新光町95番地

ひたちなか保健所 常陸大宮支所 (0295-52-1157)
〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1

〈県ホームページ〉

茨城県 指定難病、茨城県 小児慢性特定疾病、茨城県 肝炎対策 で検索